

本計画における「障がい者」の表記について

北海道内では、「障害者」の表記を「障がい者」としている地方自治体が数多くあり、全国的にも増えつつあります。

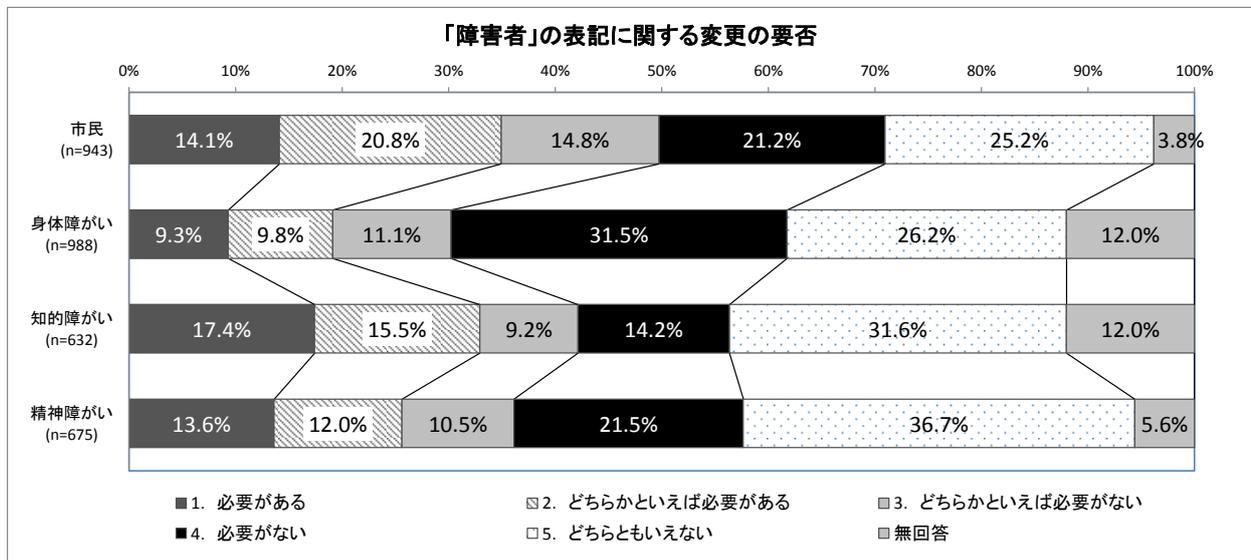
本市では、従前より法令の表記に従い「障害」又は「障害者」の表記を用いていますが、「第3次旭川市障がい者計画」（以下「計画」という。）の策定に当たり、表記の取扱いについて、障がいのある人及び市民全般を対象とした旭川市障害者計画策定のためのアンケート調査や障がい者団体への意向調査を実施するとともに、旭川市障害者計画策定部会での審議を踏まえ検討を重ねてきました。

現在のところ、表記に関しては様々な意見や考えがあり、市民全体の意識の醸成が図られているわけではありませんが、「障害」又は「障害者」の表記、とりわけ「害」の字に違和感を覚える人もおります。

計画は、今後の旭川市の障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、こうした意見に耳を傾けながら、障がいのある人の権利擁護や共生社会の実現を目指していく必要があります。

以上のことから、本計画中においては、法令用語等を除き「障がい」又は「障がい者」の表記を用いるものとします。

なお、今後の市全体における表記の取扱いについては、まずは福祉保険部において試行的な対応を行い、その後全庁的な見直しについて検討を進めます。



資料：第3次旭川市障害者計画の策定に関する市民アンケート調査
第3次旭川市障害者計画の策定に関する障害者アンケート調査

第1章 総論

I 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

国は平成5年に心身障害者対策基本法が一部改正に伴い、法令名も「障害者基本法」に改め、「全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される」という理念に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図る「障害者基本計画」を策定しました。

その後、社会福祉基礎構造改革の一環として、平成12年5月に社会福祉法が成立しましたが、身体等に障がいのある人の福祉サービスについても制度改正がなされ、平成15年4月には「措置制度」から「支援費制度」に移行しました。

平成17年10月には、障がいのある人の地域生活と就労を促進し、自立を支援する観点から、障がい種別ごとに異なって提供されてきた福祉サービスや公費負担医療等について、共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを創設するため、「障害者自立支援法」が成立し、平成18年4月から施行されました。

一方、地方自治体では、国の「障害者基本計画」に基づき、都道府県障害者計画及び市町村障害者計画を策定するとされたことから、本市においても、平成9年3月に乳幼児期から高齢期に至るライフステージの全ての段階で、障がいのある人もない人も社会の一員として生活し、活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念と、身体的、精神的、社会的な適応能力の回復にとどまらず、地域の中でその人らしく自立した生活ができるよう、あらゆる分野のサービスが有機的、体系的に提供される社会を目指す「リハビリテーション」の理念を掲げる「旭川市障害者計画」（平成9年度～平成18年度。以下「1次計画」という。）を策定し、着実な実行に努めてきました。

また、1次計画後の「第2次旭川市障害者計画」（平成18年度～平成27年度。以下「2次計画」という。）については、障害者自立支援法に対応したものとするため、1次計画の最終年度を1年早めて策定しました。

本市の2次計画策定後の平成18年12月に、国は国連総会で採択された、障がいのある人に関するあらゆる差別の禁止や、障がいのある人の社会参加と包有を内容とする「障害者の権利に関する条約」（以下「条約」という。）の締結に向け、様々な国内法の整備が進められてきました。

- ・「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）の成立（平成23年6月）
- ・「障害者基本法」の改正（平成23年8月）
- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）の成立（平成24年6月）

- ・「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）の成立（平成 24 年 6 月）
- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）の成立（平成 25 年 6 月）
- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）の改正（平成 25 年 6 月）

これらの法整備により、国内の障がい者制度を充実させた後、平成 25 年 1 2 月 4 日に国会での承認を受け、平成 26 年 1 月 20 日に条約の批准を、2 月 19 日に国内での発効となりました。

こうした国内外における障がい者に係る動きに加え、平成 28 年 4 月には行政機関や民間事業者を対象に、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障がいのある人への配慮の実施（合理的配慮の提供）などを定めた障害者差別解消法が施行され、より一層充実した取組の推進が期待されるようになりました。

このような経過を踏まえ、平成 28 年度を始期とする計画を策定します。

2 計画の基本理念

「障がいのある人もない人も、その人らしく、互いに支え合いながら安心して暮らすことのできるまちづくり」

計画では、全ての市民が、障害者基本法の理念の実現に向け、障がいのある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障がいのある人が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、市が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定めるものとします。

3 計画の目標

(1) その人らしく暮らすための支援体制の充実

障がいのある人が個人として、その尊厳が重んぜられ、地域社会の中でライフステージに応じた支援を受けながら、その人らしい生活を送ることができるよう、障がいの特性や生活の状態に応じた保健医療福祉サービスを提供する体制の充実を図ります。

(2) いきいきと暮らすための自立と社会参加の促進

障がいのある人が自らの選択と決定により主体的に行動し、社会のあらゆる活動に参加し、生きがいを持って生活できるよう、乳幼児期からの早期療育や教育を通じた発達支援と雇用・就労支援の充実及び文化活動・障がい者スポーツの振興等により、障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ります。

(3) 安心して暮らすためのバリアフリー社会の実現

障がいの有無にかかわらず、市民誰もが安全に安心して生活できるよう、住まいや移動等の環境のバリア、情報のバリア等、地域生活を阻む様々なバリアの解消を図ります。

(4) 互いに支え合いながら地域で暮らすための差別の解消の推進

障がいのある人もない人も地域で互いに支え合いながら共に暮らす共生社会の実現に向けて、障がいを理由とする差別や偏見を解消し障がいへの幅広い理解を広げていくための啓発・広報活動等を推進します。

また、障がい者虐待の防止や成年後見制度の適切な活用など障がいのある人の権利擁護に取り組むとともに、障がいのある人と地域住民との交流を促進し、地域福祉の充実を図ります。

4 計画の期間

本市のこれまでの障がい者計画の期間は、1次計画、2次計画共に10年と長期の計画でしたが、いずれも計画期間中に障がい者施策に係る様々な法制度の改革が行われてきました。

近年でも、条約の締結に向けた国内法の整備など、障がい者施策に係る法制度の変革はめまぐるしく、長期的な見通しを持った計画を策定することが難しい状況が依然として続いています。

このような中、国の障害者基本計画（第3次）は、従来の10年だった計画期間を平成25年度から平成29年度までの5年と見直しています。

一方、本市の最上位計画である第8次旭川市総合計画は、平成28年度から平成39年度までの12年を計画期間とした上で、4年ごとの見直しを予定しています。

計画期間については、これらのことを踏まえ、今後の制度や経済社会情勢の変化、また、関連する計画の改定や見直しに対応できるよう、平成28年度から平成32年度までの5年とします。

5 計画における対象者

障害者基本法第2条において、「身体障害，知的障害，精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて，障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されたことを踏まえ，この計画で対象とする障がい者は次のとおりとします。

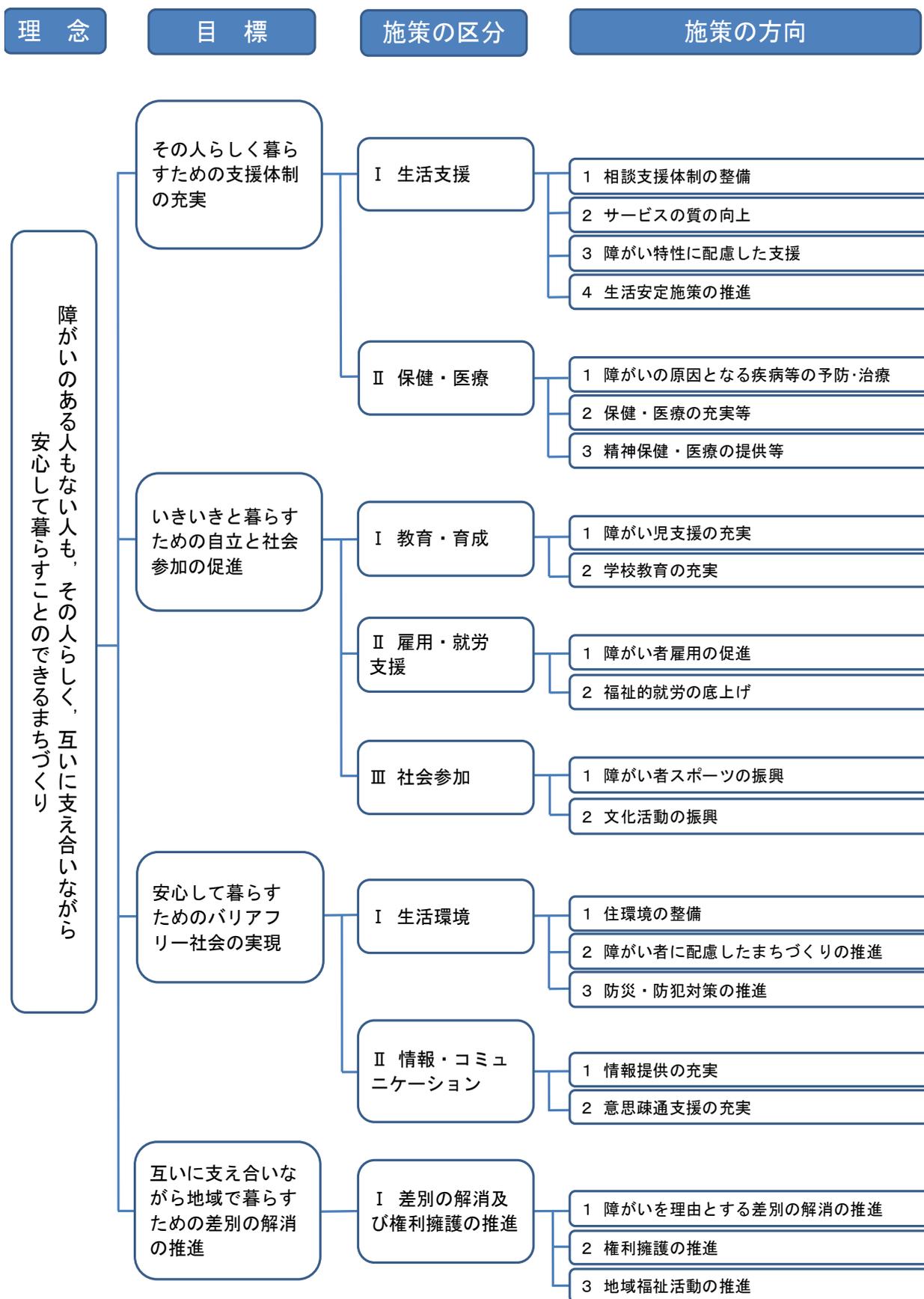
- ・身体障がい者
- ・知的障がい者
- ・精神障がい者（発達障がい者を含む。）
- ・難病患者などその他の心身の機能の障がいがある者で，障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活及び社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

6 計画の性格及び位置付け

計画は，障害者基本法第11条第3項の規定に基づき，本市における障がいのある人の状況等を踏まえ，障がいのある人のための施策を定めるものです。

さらに，これまでの本市における障がいのある人への支援の取組との継続性を保ち，同時に様々な分野の取組を総合的・一体的に進めるために，第8次旭川市総合計画や関連計画との整合性に配慮します。

7 計画の体系図



Ⅱ 旭川市における障がいのある人の状況

1 身体障がいのある人の状況

(1) 身体障害者手帳交付者数

平成 26 年度末現在の身体障害者手帳の交付者数は 18,280 人となっています。身体障害者手帳交付者数の平成 22 年度から平成 26 年度までの 4 年間は横ばいとなっています。

(2) 障がい等級別

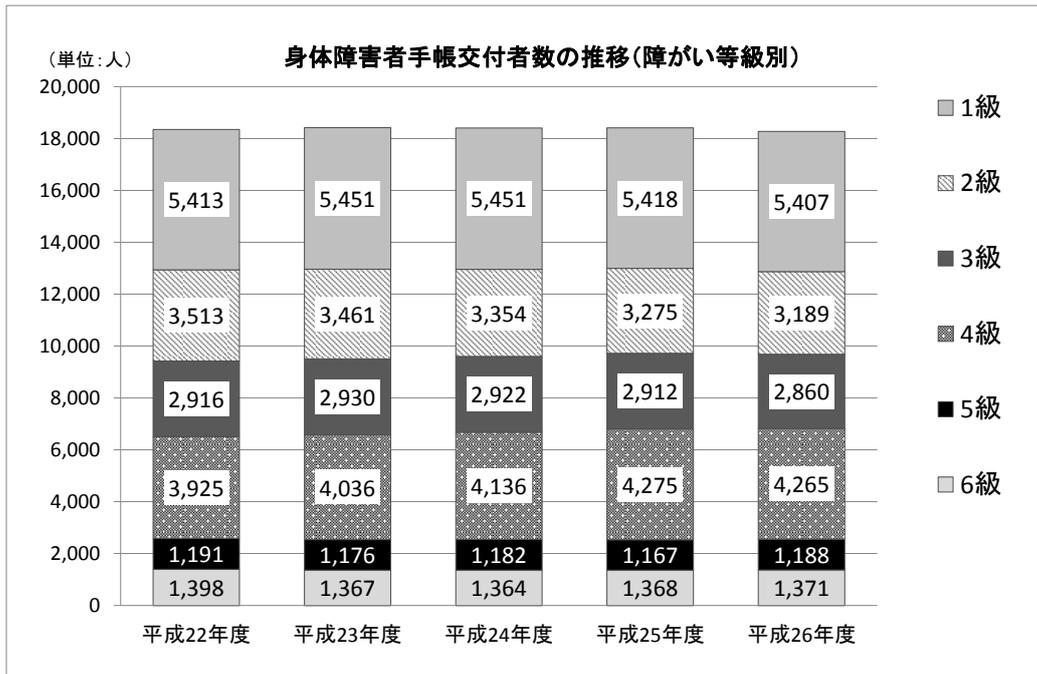
障がい等級別の内訳は、1 級が 5,407 人、2 級が 3,189 人、3 級が 2,860 人、4 級が 4,265 人、5 級が 1,188 人、6 級が 1,371 人となっています。1・2 級の重度障がいのある人の割合は、全体の約 5 割を占めている状況です。

身体障害者手帳交付者数の推移(障がい等級別)

(単位：人)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
1 級	5,413	5,451	5,451	5,418	5,407
2 級	3,513	3,461	3,354	3,275	3,189
3 級	2,916	2,930	2,922	2,912	2,860
4 級	3,925	4,036	4,136	4,275	4,265
5 級	1,191	1,176	1,182	1,167	1,188
6 級	1,398	1,367	1,364	1,368	1,371
計	18,356	18,421	18,409	18,415	18,280

(各年度末現在)



(各年度末現在)

(3) 障がい種類別

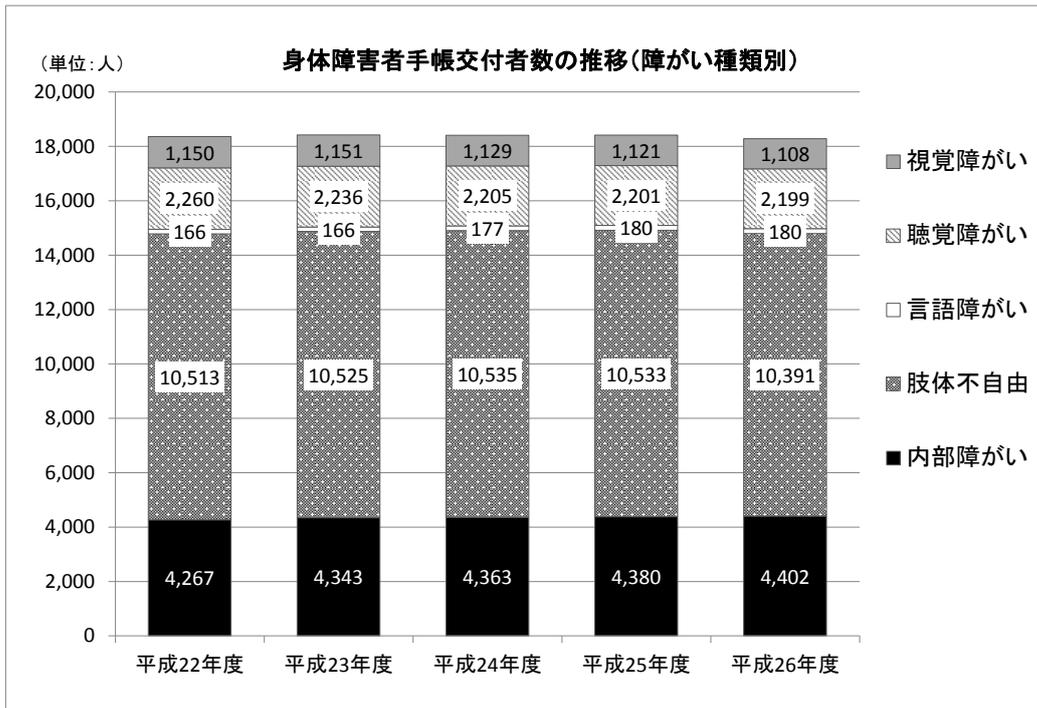
障がい種類別の内訳は、視覚障がい者が1,108人、聴覚障がい者が2,199人、言語障がい者が180人、肢体不自由が10,391人、内部障がい者が4,402人となっています。平成22年度から平成26年度までの年次推移を見ると、視覚障がい及び聴覚障がいは減少傾向、肢体不自由は横ばい、言語障がい及び内部障がいは増加傾向にあります。

身体障害者手帳交付者数の推移(障がい種類別)

(単位:人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
視覚障がい	1,150	1,151	1,129	1,121	1,108
聴覚障がい	2,260	2,236	2,205	2,201	2,199
言語障がい	166	166	177	180	180
肢体不自由	10,513	10,525	10,535	10,533	10,391
内部障がい	4,267	4,343	4,363	4,380	4,402
計	18,356	18,421	18,409	18,415	18,280

※ 聴覚障がい…聴覚又は平衡機能障がい
 言語障がい…音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい
 内部障がい…心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫及び肝臓の機能障がい
 (各年度末現在)



(各年度末現在)

2 知的障がいのある人の状況

(1) 療育手帳交付者数

平成 26 年度末現在の療育手帳の交付者数は 3,575 人となっています。療育手帳交付者数の平成 22 年度から平成 26 年度までの 4 年間の増加率は 20.2% となっています。

(2) 障がい程度別

障がい程度別の内訳は、A 判定が 1,291 人、B 判定が 2,284 人となっています。平成 22 年度から平成 26 年度までの年次推移を見ると、A 判定に比べ B 判定が大きく増加しています。

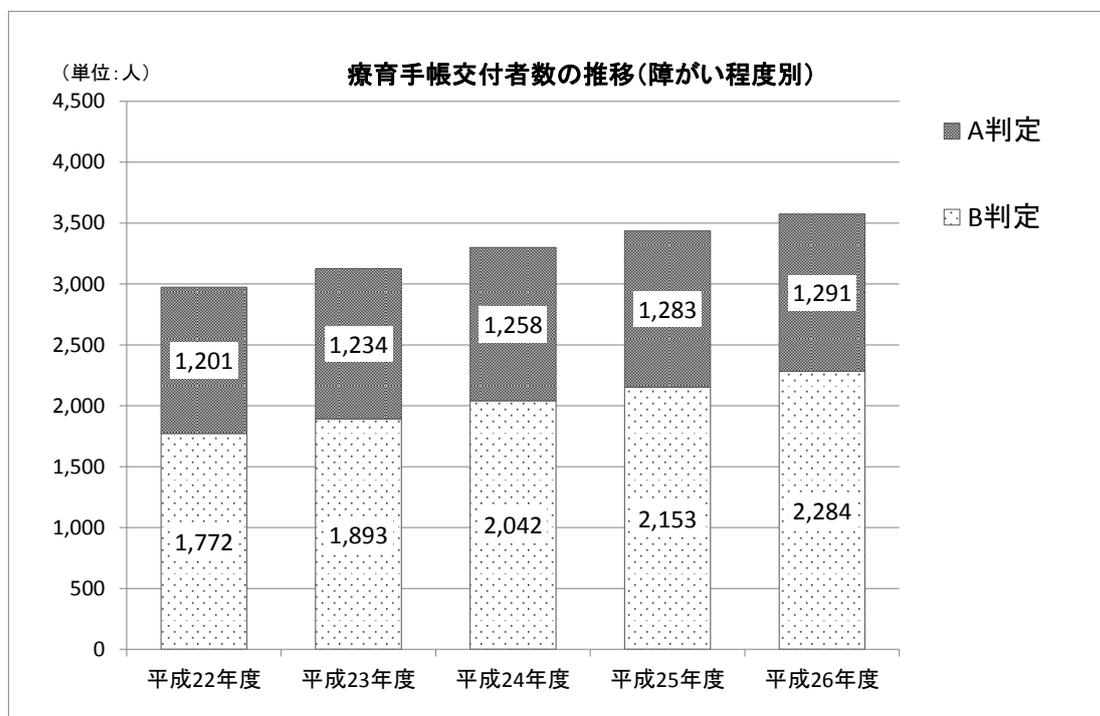
療育手帳交付者数の推移(障がい程度別)

(単位：人)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
A 判定	1,201	1,234	1,258	1,283	1,291
B 判定	1,772	1,893	2,042	2,153	2,284
計	2,973	3,127	3,300	3,436	3,575

※A 判定～重度・最重度，B 判定～軽度・中度

(各年度末現在)



(3) 年齢区分別

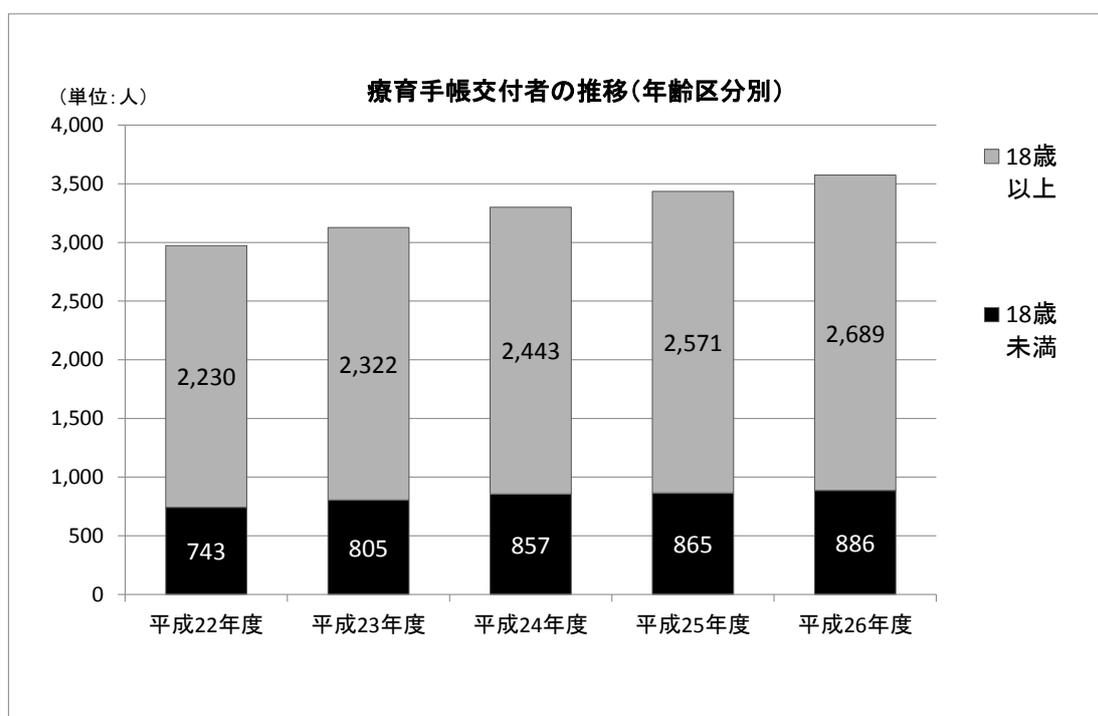
年齢区分別療育手帳の交付者数は、18歳未満が886人、18歳以上が2,689人となっています。

療育手帳交付者数の推移(年齢区分別)

(単位：人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
18歳未満	743	805	857	865	886
18歳以上	2,230	2,322	2,443	2,571	2,689
計	2,973	3,127	3,300	3,436	3,575

(各年度末現在)



(各年度末現在)

3 精神障がいのある人の状況

(1) 精神障害者保健福祉手帳交付者数

平成 26 年度末現在の精神障害者保健福祉手帳の交付者数は 2,465 人となっています。精神障害者保健福祉手帳の交付者数の平成 22 年度から平成 26 年度までの増加率は 42.6%となっています。

(2) 障がい等級別

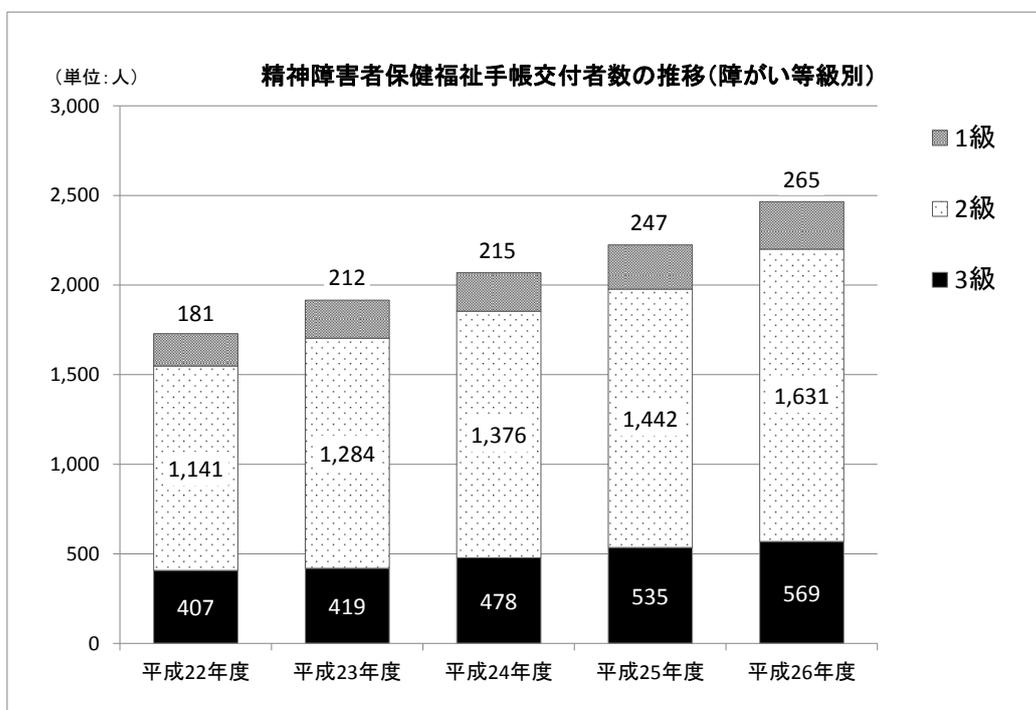
障がい等級別の内訳は、1 級が 265 人、2 級が 1,631 人、3 級が 569 人となっています。平成 22 年度から平成 26 年度までの障がい等級別の増加率は 1 級が 46.4%、2 級が 42.9%、3 級が 39.8%となっています。

精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移（障がい等級別）

(単位：人)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
1 級	181	212	215	247	265
2 級	1,141	1,284	1,376	1,442	1,631
3 級	407	419	478	535	569
計	1,729	1,915	2,069	2,224	2,465

(各年度末現在)



(各年度末現在)

※ 1 級…精神障がいであって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
 2 級…精神障がいであって、日常生活が著しく制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限

を加えることを必要とする程度のもの
 3級…精神障がいであって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

(3) 自立支援医療（精神通院医療）受給者数

平成26年度末現在の自立支援医療（精神通院医療）受給者数は7,992人となっています。自立支援医療（精神通院医療）受給者数の平成22年度から平成26年度までの増加率は15.0%となっています。

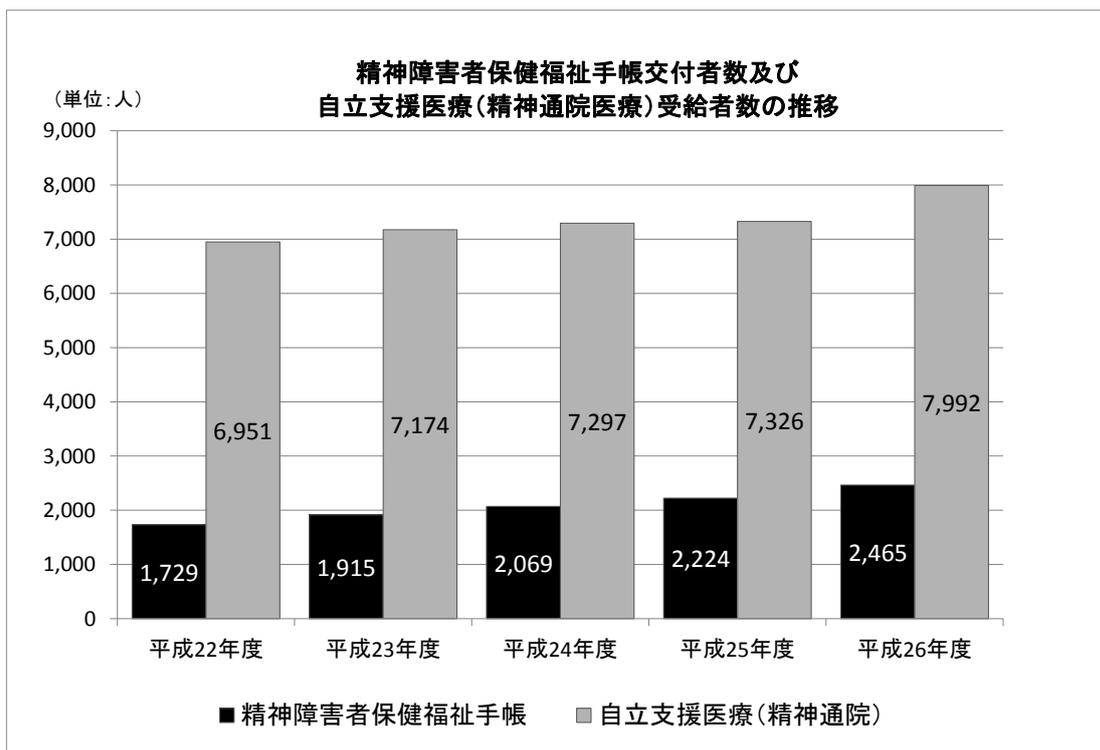
精神障害者保健福祉手帳交付者数と同様に増加傾向にあります。

自立支援医療(精神通院医療)受給者数の推移

(単位：人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
自立支援医療（精神通院医療）受給者数	6,951	7,174	7,297	7,326	7,992

(各年度末現在)



(各年度末現在)

(4) 精神障がいのある人の数

精神障がいのある人の入退院届及び自立支援医療（精神通院医療）支給認定申請の経由事務等で把握している精神障がいのある人の数は、平成 26 年末現在で 9,959 人となっています。

精神障がいのある人の数の推移

(単位：人)

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
脳器質性精神障害	537	679	690	855	839
精神作用物質による精神及び行動の障害	181	220	230	281	237
統合失調症	2,765	2,871	2,992	3,112	2,992
気分（感情）障害	2,989	3,230	3,442	3,647	3,209
神経症性障害	927	993	1,077	1,165	991
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	22	28	31	36	31
成人の人格及び行動障害	51	53	65	58	55
知的障害	69	83	82	95	106
心理的発達の障害	127	156	195	246	267
小児期及び青年期の行動及び情緒障害等	76	112	152	199	213
てんかん	691	733	774	821	711
その他	245	297	278	336	308
計	8,680	9,455	10,008	10,851	9,959

(各年末現在)

4 難病患者の状況

国においては、昭和 47 年に定めた「難病対策要綱」に基づき、特定疾患治療研究事業として 56 疾患を対象に医療費助成等が行われてきましたが、平成 27 年 1 月の「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」の施行により、医療費助成の対象疾病は 110 疾病となり、同年 7 月からは 306 疾病に拡大されています。

難病法では、難病の定義を「発病の機構が明らかでなく、かつ治療法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」とし、そのうち一定の要件を満たすものを指定難病として医療費助成の対象としています。

現在のところ、指定難病の 306 疾病に加え、国の定める特定疾患の 3 疾患、及び道の定める特定疾患の 4 疾患が医療費助成の対象となっています。

本市における平成 26 年度末の特定医療費等の受給者証交付者数は 3,612 人で、疾病別の内訳は「パーキンソン病」が最も多く 475 人、次いで「潰瘍性大腸炎」465 人、「シェーグレン症候群」311 人の順となっています。

また、小児慢性特定疾病については、児童福祉法に基づき、昭和 49 年より小児慢性特定疾患治療研究事業が実施され、514 疾患（11 疾患群）を対象に医療費助成等が行われてきましたが、平成 27 年 1 月の「児童福祉法の一部を改正する法律」の施行により、医療費助成の対象疾病は 704 疾患（14 疾患群）に拡大されています。

平成 26 年度末の小児慢性特定疾病医療受給者数は 350 人で、疾患別の内訳は「内分泌疾患」が最も多く 77 人、次いで「慢性心疾患」50 人、「神経・筋疾患」48 人の順となっています。

平成 25 年 4 月の障害者総合支援法の施行により、一定の障害のある難病患者については、障害福祉サービスを利用できるようになりました。当初は、130 疾病でしたが、平成 27 年 1 月から 151 疾病となり、同年 7 月からは 332 疾病に拡大されています。

特定医療費（指定難病）等の受給者証交付者数（平成 26 年度）

1 特定医療費（指定難病）受給者証交付数

区分	H26	区分	H26	区分	H26
1 球脊髄性筋萎縮症	2	38 スティーマー・グレンス・ジョンソン症候群	-	75 クッシング病	6
2 筋萎縮性側索硬化症	26	39 中毒性表皮壊死症	-	76 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	3
3 脊髄性筋萎縮症	3	40 高安静脈炎	20	77 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	17
4 原発性側索硬化症	-	41 巨細胞性動脈炎	-	78 下垂体前葉機能低下症	39
5 進行性核上性麻痺	25	42 結節性多発動脈炎	24	79 家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	-
6 パーキンソン病	475	43 顕微鏡的多発血管炎	23	80 甲状腺ホルモン不応症	-
7 大脳皮質基底核変性症	6	44 多発血管炎性肉芽腫症	11	81 先天性副腎皮質酵素欠損症	-
8 ハンチントン病	1	45 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	-	82 先天性副腎低形成症	-
9 神経有棘赤血球症	-	46 悪性関節リウマチ	15	83 アジソン病	-
10 シャルコー・マリー・トゥース病	-	47 パージャール病	41	84 サルコイドーシス	135
11 重症筋無力症	55	48 原発性抗リン脂質抗体症候群	-	85 特発性間質性肺炎	17
12 先天性筋無力症候群	-	49 全身性エリテマトーデス	201	86 肺動脈性肺高血圧症	4
13 多発性硬化症/視神経脊髄炎	91	50 皮膚筋炎/多発性筋炎	68	87 肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	-
14 慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	22	51 全身性強皮症	104	88 慢性血栓性肺高血圧症	9
15 封入体筋炎	-	52 混合性結合組織病	27	89 リンパ管筋腫症	-
16 クロウ・深瀬症候群	-	53 シェーグレン症候群	1	90 網膜色素変性症	78
17 多系統萎縮症	53	54 成人スチル病	-	91 バッド・キアリ症候群	-
18 脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)	117	55 再発性多発軟骨炎	-	92 特発性門脈圧亢進症	-
19 ラインゾーム病	3	56 ベーチェット病	101	93 原発性胆汁性肝硬変	90
20 副腎白質ジストロフィー	-	57 特発性拡張型心筋症	80	94 原発性硬化性胆管炎	-
21 ミトコンドリア病	1	58 肥大型心筋症	73	95 自己免疫性肝炎	-
22 もやもや病	46	59 拘束型心筋症	-	96 クローン病	164
23 プリオン病	-	60 再生不良性貧血	49	97 潰瘍性大腸炎	465
24 亜急性硬化性全脳炎	1	61 自己免疫性溶血性貧血	-	98 好酸球性消化管疾患	-
25 進行性多巣性白質脳症	-	62 発作性夜間ヘモグロビン尿症	-	99 慢性特発性偽性腸閉塞症	-
26 HTLV-1関連脊髄症	-	63 特発性血小板減少性紫斑病	73	100 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	-
27 特発性基底核石灰化症	-	64 血栓性血小板減少性紫斑病	-	101 腸管神経節細胞減少症	-
28 全身性アミロイドーシス	7	65 原発性免疫不全症候群	5	102 ルピンシユタイン・テイビ症候群	-
29 ウルリッヒ病	-	66 IgA症候群	-	103 CFC症候群	-
30 遠位型ミオパチー	-	67 多発性嚢胞腎	-	104 コステロ症候群	-
31 ベスレムミオパチー	-	68 黄色靱帯骨化症	1	105 チャージ症候群	-
32 自己貪食空胞性ミオパチー	-	69 後縦靱帯骨化症	120	106 クリオピリン関連周期熱症候群	-
33 シュワルツ・ヤンベル症候群	-	70 広範脊柱管狭窄症	2	107 全身型若年性特発性関節炎	-
34 神経線維腫症	4	71 特発性大腿骨頭壊死症	70	108 TNF受容体関連周期性症候群	-
35 天疱瘡	11	72 下垂体性ADH分泌異常症	21	109 非典型性溶血性尿毒症症候群	-
36 表皮水疱症	3	73 下垂体性TSH分泌亢進症	-	110 ブラウ症候群	-
37 膿胞性乾癬(汎発型)	12	74 下垂体性PRL分泌亢進症	6	総数	3,127

(注) 平成 27 年 1 月の医療費助成制度の改正により、対象疾病が整理された。

2 特定疾患医療受給者証交付数（国指定疾患）

	区分	H26
1	プリオン病(特例)	-
2	重症急性膵炎	-
3	難治性肝炎のうち劇症肝炎	2
4	スモン	3
	総数	5

3 特定疾患医療受給者証交付数（北海道単独事業）

	区分	H26
1	シェーグレン症候群(道)	310
2	自己免疫性肝炎(道)	62
3	先天性副腎皮質酵素欠損症(道)	6
4	アジソン病(道)	5
5	突発性難聴	25
6	ステロイドホルモン産生異常症	17
7	難治性肝炎	9
8	後縦靭帯骨化症(特例)	1
9	特発性間質性肺炎(特例)	29
10	肥大型心筋症(特例)	15
11	原発性硬化性胆管炎(道)	1
12	ウィルソン病(道)	-
13	胆道閉鎖症(道)	-
14	溶血性貧血	-
	総数	480

(注) 平成27年1月の医療費助成制度の改正により、対象疾病が整理された。

小児慢性特定疾病医療券受給者数の推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度			
					H26.12まで	H27.1から		
計	304	320	321	322			350	
悪性新生物	40	42	33	31	32	悪性新生物	4	36
慢性腎疾患	19	17	18	24	22	慢性腎疾患	0	22
慢性呼吸器疾患	8	11	17	17	19	慢性呼吸器疾患	1	20
慢性心疾患	35	39	44	43	45	慢性心疾患	5	50
内分泌疾患	87	92	91	88	76	内分泌疾患	1	77
膠原病	10	13	12	9	8	膠原病	0	8
糖尿病	31	29	31	33	29	糖尿病	2	31
先天性代謝異常	20	20	18	17	18	先天性代謝異常	0	18
血友病等血液疾患	10	10	13	15	18	血液疾患	1	19
神経・筋疾患	36	38	37	39	41	免疫疾患	0	0
慢性消化器疾患	8	9	7	6	6	神経・筋疾患	7	48
	-	-	-	-	-	慢性消化器疾患	9	15
	-	-	-	-	-	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	6	6
	-	-	-	-	-	皮膚疾患	0	0

(各年度未現在)

(注) 平成27年1月施行の「児童福祉法の一部を改正する法律」により、小児慢性特定疾病の対象疾病が11疾患群から14疾患群に見直し。

平成 27 年 7 月からの難病法の対象疾病一覧 (306 疾病)

1	球脊髄性筋萎縮症
2	筋萎縮性側索硬化症
3	脊髄性筋萎縮症
4	原発性側索硬化症
5	進行性核上性麻痺
6	パーキンソン病
7	大脳皮質基底核変性症
8	ハンチントン病
9	神経有棘赤血球症
10	シャルコー・マリー・トゥース病
11	重症筋無力症
12	先天性筋無力症候群
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
15	封入体筋炎
16	クロー・深瀬症候群
17	多系統萎縮症
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
19	ライソゾーム病
20	副腎白質ジストロフィー
21	ミトコンドリア病
22	もやもや病
23	プリオン病
24	亜急性硬化性全脳炎
25	進行性多巣性白質脳症
26	HTLV-1関連脊髄症
27	特発性基底核石灰化症
28	全身性アミロイドーシス
29	ウルリッヒ病
30	遠位性ミオパチー
31	ベスレムミオパチー
32	自己食空胞性ミオパチー
33	シュワルツ・ヤンベル症候群
34	神経線維腫症
35	天疱瘡
36	表皮水疱症
37	膿疱性乾癬(汎発型)
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群
39	中毒性表皮壊死症
40	高安動脈炎
41	巨細胞性動脈炎
42	結節性多発動脈炎
43	顕微鏡的多発血管炎
44	多発血管炎性肉芽腫症
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
46	悪性関節リウマチ
47	バージャー病
48	原発性抗リン脂質抗体症候群
49	全身性エリテマトーデス
50	皮膚筋炎／多発性筋炎
51	全身性強皮症

52	混合性結合組織病
53	シェーグレン症候群
54	成人スチル病
55	再発性多発軟骨炎
56	パーチェット病
57	特発性拡張型心筋症
58	肥大型心筋症
59	拘束型心筋症
60	再生不良性貧血
61	自己免疫性溶血性貧血
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症
63	特発性血小板減少性紫斑病
64	血栓性血小板減少性紫斑病
65	原発性免疫不全症候群
66	IgA 腎症
67	多発性嚢胞腎
68	黄色靭帯骨化症
69	後縦靭帯骨化症
70	広範脊柱管狭窄症
71	特発性大腿骨頭壊死症
72	下垂体性ADH分泌異常症
73	下垂体性TSH分泌亢進症
74	下垂体性PRL分泌亢進症
75	クッシング病
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
78	下垂体前葉機能低下症
79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)
80	甲状腺ホルモン不応症
81	先天性副腎皮質酵素欠損症
82	先天性副腎低形成症
83	アジソン病
84	サルコイドーシス
85	特発性間質性肺炎
86	肺動脈性肺高血圧症
87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
88	慢性血栓性肺高血圧症
89	リンパ脈管筋腫症
90	網膜色素変性症
91	バンド・キアリ症候群
92	特発性門脈圧亢進症
93	原発性胆汁性肝硬変
94	原発性硬化性胆管炎
95	自己免疫性肝炎
96	クローン病
97	潰瘍性大腸炎
98	好酸球性消化管疾患
99	慢性特発性偽性腸閉塞症
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
101	腸管神経節細胞減少症
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群

103	CFC症候群
104	コステロ症候群
105	チャージ症候群
106	グリオベリン関連周期熱症候群
107	全身型若年性特発性関節炎
108	TNF受容体関連周期性症候群
109	非典型溶血性尿毒症症候群
110	ブラウ症候群
111	先天性ミオパチー
112	マリネスコ・シェーグレン症候群
113	筋ジストロフィー
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
115	遺伝性周期性四肢麻痺
116	アトピー性脊髄炎
117	脊髄空洞症
118	脊髄髄膜瘤
119	アイザックス症候群
120	遺伝性ジストニア
121	神経フェリチン症
122	脳表ヘモジデリン沈着症
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
126	ペリー症候群
127	前頭側頭葉変性症
128	ピッカーstaff 脳幹脳炎
129	痙攣重積型(二相性)急性脳症
130	先天性無痛無汗症
131	アレキサンダー病
132	先天性核上性球麻痺
133	メビウス症候群
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
135	アイカルディ症候群
136	片側巨脳症
137	限局性皮質異形成
138	神経細胞移動異常症
139	先天性大脳白質形成不全症
140	ドラベ症候群
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
142	ミオクロニー欠てんかん
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
144	レノックス・ガストー症候群
145	ウエスト症候群
146	大田原症候群
147	早期ミオクロニー脳症
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
150	環状20番染色体症候群
151	ラスムッセン脳炎
152	PCDH19関連症候群
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎

154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
155	ランドウ・クレフナー症候群
156	レット症候群
157	スタージ・ウェーバー症候群
158	結節性硬化症
159	色素性乾皮症
160	先天性魚鱗癬
161	家族性良性慢性天疱瘡
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
163	特発性後天性全身性無汗症
164	眼皮膚白皮症
165	肥厚性皮膚骨膜炎
166	弾性線維性仮性黄色腫
167	マルファン症候群
168	エーラス・ダンロス症候群
169	メンケス病
170	オクシピタル・ホーン症候群
171	ウィルソン病
172	低ホスファターゼ症
173	VATER症候群
174	那須・ハコヲ病
175	ウィーバー症候群
176	コフィン・ローリー症候群
177	有馬症候群
178	モワット・ウィルソン症候群
179	ウィリアムズ症候群
180	ATR-X症候群
181	クルーゾン症候群
182	アペール症候群
183	ファイファー症候群
184	アントレー・ビクスラー症候群
185	コフィン・シリス症候群
186	ロスマンド・トムソン症候群
187	歌舞伎症候群
188	多脾症候群
189	無脾症候群
190	鯉耳腎症候群
191	ウェルナー症候群
192	コケイン症候群
193	ブラダー・ウィリ症候群
194	ソトス症候群
195	ヌーナン症候群
196	ヤング・シンプソン症候群
197	1p36欠失症候群
198	4p欠失症候群
199	5p欠失症候群
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
201	アンジェルマン症候群
202	スミス・マギニス症候群
203	22q11.2欠失症候群
204	エマヌエル症候群

205	脆弱X症候群関連疾患
206	脆弱X症候群
207	総動脈幹遺残症
208	修正大血管転位症
209	完全大血管転位症
210	単心室症
211	左心低形成症候群
212	三尖弁閉鎖症
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
215	ファロー四徴症
216	両大血管右室起始症
217	エプスタイン病
218	アルポート症候群
219	ギャロウェイ・モフト症候群
220	急速進行性糸球体腎炎
221	抗糸球体基底膜腎炎
222	一次性ネフローゼ症候群
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
224	紫斑病性腎炎
225	先天性腎性尿崩症
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)
227	オスラー病
228	閉塞性細気管支炎
229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
230	肺胞低換気症候群
231	$\alpha 1$ -アンチトリプシン欠乏症
232	カーニー複合
233	ウォルフラム症候群
234	ペルオキシゾーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)
235	副甲状腺機能低下症
236	偽性副甲状腺機能低下症
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
240	フェニルケトン尿症
241	高チロシン血症1型
242	高チロシン血症2型
243	高チロシン血症3型
244	メーブルシロップ尿症
245	プロピオン酸血症
246	メチルマロン酸血症
247	イノ吉草酸血症
248	グルコーストランスポーター1欠損症
249	グルタル酸血症1型
250	グルタル酸血症2型
251	尿素サイクル異常症
252	リジン尿性蛋白不耐症
253	先天性葉酸吸収不全
254	ポルフィリン症
255	複合カルボキシラーゼ欠損症

256	筋型糖原病
257	肝型糖原病
258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
260	シトステロール血症
261	タンジール病
262	原発性高カイクロクロン血症
263	脳髄黄色腫症
264	無 β リポタンパク血症
265	脂肪萎縮症
266	家族性地中海熱
267	高IgD症候群
268	中條・西村症候群
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
270	慢性再発性多発性骨髄炎
271	強直性脊椎炎
272	進行性骨化性線維異形成症
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症
274	骨形成不全症
275	タナトフォリック骨異形成症
276	軟骨無形成症
277	リンパ管腫症/ゴーハム病
278	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)
279	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)
280	巨大動脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
282	先天性赤血球形成異常性貧血
283	後天性赤芽球癆
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
285	ファンconi貧血
286	遺伝性鉄芽球性貧血
287	エプスタイン症候群
288	自己免疫性出血病XIII
289	クローンカイト・カナダ症候群
290	非特異性多発性小腸潰瘍症
291	ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型)
292	総排泄腔外反症
293	総排泄腔遺残
294	先天性横隔膜ヘルニア
295	乳幼児肝巨大血管腫
296	胆道閉鎖症
297	アラジール症候群
298	遺伝性膝炎
299	嚢胞性線維症
300	IgG4関連疾患
301	黄斑ジストロフィー
302	レーベル遺伝性視神経症
303	アッシュャー症候群
304	若年発症型両側性感音難聴
305	遅発性内リンパ水腫
306	好酸球性副鼻腔炎

5 発達障がいのある人の状況

本市における自閉症，アスペルガー症候群，学習障がい，注意欠陥多動性障がい等の発達障がいのある人の数は，必ずしも診断名を有していなくても障がいが想定される場合があることを考慮すると，全体の把握が難しい状況にあります。

医療機関からの届出や個人の自立支援医療（精神通院医療）支給認定申請等に基づき把握している発達障がいのある人の数は年々増加しており，平成 22 年から平成 26 年までの増加率は 136.5%です。

平成 24 年 2 月に文部科学省が実施した全国実態調査では，小中学校の通常の学級に在籍している児童生徒のうち学習障がい，注意欠陥多動性障がい，高機能自閉症等により学習や生活面で特別な教育的支援を必要とする児童生徒が約 6.5%の割合で存在する可能性があるとして報告されています。

また，旭川市の小中学校に設置された特別支援学級に在籍する児童生徒は増加傾向にあり，自閉症・情緒障害学級の児童生徒は，平成 22 年の 512 人から平成 26 年の 755 人と大きく増加しています。

発達障がいのある人の数の推移

(単位：人)

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
心理的発達障害	127	156	195	246	267
小児期及び青年期の行動 及び情緒障害等	76	112	152	199	213

(各年末現在)

自閉症・情緒障害学級の児童生徒数の推移

(単位：人)

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
小学校	371	427	475	519	575
中学校	141	136	156	153	180

(各年 5 月 1 日末現在)